

全佛通信

発行所 財団法人 全日本仏教会
東京都中央区築地
三ノ木願寺内
電話 〇三三三
振替東京 三三三〇
発行人 栗本俊道
編集者 別所弘因
印刷所 ルンビニ社

全国寺院仏教徒の総決起を望む

墓地問題判決に訴訟、二審三審戦いぬく

全日本仏教会理事長 金剛秀一

日本仏教八万の寺院は、千有余年の長きにわたり、祖先崇拜の美風と三世一貫の仏教思想とを寺檀関係の墓地によって、善良な社会慣習を保持して来たのであったが最近時代の混乱に乗じて寺有墓地を軽視する異端宗教の悪影響により、厚生省が突如、従来の墓地埋葬法の真意を逸脱し、儀式典札を切り離した異教徒の埋葬をも拒否することは出来ないとする新通達を発法(昭和三十五年三月八日)したので、寺有墓地の存在は根本的に脅かされ、各地に異教徒の暴力と寺院侮辱の行動とをもって無承認埋葬が横行され、仏教寺院に對し物心両面の損害を与える事例の簇出を見るに至った。

これによって仏教寺院側は大いに其の非を鳴らし、紛争の正常化に努力し、またこれを不当なる違法とし厚生大臣相手に右新通達取消請求の行政訴訟を提起したのであったが、この訴えは形式上行政事件訴訟の対象とはなり得ないものとして却下されたのである(昭和三七、一二、二一日)これについて全日本仏教会としては常務理事会並びに緊急宗務総長会議を開き、これの善後策を構じたのであるが、仏教徒としては此の却下判決を大いに不服とし、飽くまで所信を貫くことに一決し直ちに控訴の手続きをとり今後第二審、第三審へと持ち込み戦いぬくとの態勢を固めたのである。

控訴理由の所信を列記すれば、一、新通達は上級官庁から下級官庁への通達で一般国民を相手としたものでないから行政事件訴訟とはなり得ないとの判決理由であるけれども、この通達内容は明らかに寺院側の権利義務上の一方的不利益を無視した悪法であるとし、法の原則である厳正公平を欠く故に其の取消を

求める行政事件訴訟は提起出来るものと信ずる。
二、新通達は発令の当時所管行政庁である文部省との協議を経ないで一局長の越権によって行われた軽率な違法であり立法的根拠においては国会に於ても当然論議の対象となり是正されるべきものである。
三、新通達は公共墓地と寺有墓地とを混同し、または環境衛生の名を籍りて典札無視の暴力宗教に誘導された見解と思われる。
四、新通達は仏教寺院千年の美しい伝統慣習法を破壊するものであり憲法に保障された信教自由、基本的人権、財産権等の侵害である。
五、新通達は以上の点において違法越権であるから国民の利害を厳正に判定する現代民主主義の法治国においては取消されるべきことが当然であり正当であると思ふ。

以上の観点において我々仏教徒は総力を結集し、この新通達の取消のため決起すべきである。
したがって国会に対する陳情、請願は勿論、全日本仏教会は各宗派各種仏教団体と呼応し、宗教軽視の風潮に警告を与え、共に仏教興隆の時局対策の見地において不退転の勇をもって此の趣旨を貫くべく大同団結して邁進する覚悟である。
全国同志の絶大なる御奮起と御協力を切望してやまないものである。

予て各位の御支援のもとに久しく攻防を重ねて来た墓地問題の行政事件訴訟は、本月二十一日東京地方裁判所において判決の言渡しがあつて、原告の訴は却下された。(棄却ではない。)これは、まことに意外且つ不服とするところである。従つて我が方は、これに対処して速やかにあらゆる所要の措置(控訴を含む)を講ずる決意である。
この機会において、一応判決の内容を検討して次のような評価に達したことを附言しなければならぬ。
一、却下は我が方の訴の対象である「通達の取消」において、通達は「行政処分」ではないと解されるから、訴そのものが行政事件訴訟としては訴の形式的要件上不適法であるということも理由としていえるが事態は若かく単純なものではない。本件の通達は判決理由の冒頭に述べられた「右の如き通達であってもその内容によって直接具体的な権利義務その他法律上の地位に不当に不利益を受ける者があつた場合には、国民の具体的な法律関係に影響を及ぼす内容を規定した法令の場合と同様に不利益を受ける者から右通達の取消を求め行政訴訟を提起することが許されるものと解する。」に正に相当するものであるという我が方の主張は飽くまでも維持せられ逐次証明せられるべきである。然らば、その点について裁判所は事実を誤認し且つ法の適用を誤つたものでなければならぬ。
二、判決理由に明らかならず、本件通達は違法且つ越権の措置であることが司法権によって断定せられた。而も一片の通達をもって慣習法否定の暴挙に出たことの不当性を痛烈に非難せられた。これは予ての我が方の主張と完全に一致するところであつて、違法行為を敢てし、不当措置を行つた行政庁の行政責任は今後凡る角度から糾弾せられなければならないのみならず、民主主義と法治主義の行政機構下においては、速かに自発的に通達の取消をすべきである。
三、判決理由にも明示されたとおり、本件の通達は、上級行政庁の下級行政庁に対する抽象的・一般的注意事項であつて、毫も仏教寺院を拘束するものではないと被告は主張するばかりでなく、違法の通達は法律上無効であるから異教徒等の意に反する埋葬等の要求を拒否しても、司法手続によって別個に義務づけられない限り即時又は

声 明

行政事件判決理由

(全文)

被告が昭和三十五年三月八日付で原告主張のとおりを通達を發したことは当事者間に争いが無い。原告は右通達の内容は違法であり、これによって原告の権利に不当の侵害を受けるからその取消を求めると主張し、これに対して被告は右通達は法律の解釈基準を示したもので行政処分ではなく、又右通達によって原告の具体的な権利義務に直接の法的効果を及ぼすものではないから行政訴訟の対象とならないものと主張する。

本件通達は上級行政官庁から下級行政官庁に対するものでなされた一般国民を相手方としてなされたものでないから行政処分とはいえず、原則として行政訴訟の対象になり得ないものであることは被告主張のとおりである。しかしながら右の如き通達であってもその内容によって直接具体的な権利義務その他法律上の地位に不当に不利益を受ける者があつた場合には国民の具体的な法律関係に影響を及ぼす内容の規定した法令の場合と同様に不利益を受ける者から右通達の取消を求め行政訴訟を提起することが許されるものと解する。よつて本件通達の持つ法律的效果及びこれによって原告の権利義務又は法律上の地位にかなる影響を与えたかについて考慮することとする。

本件通達が発せられるに至つた経過は次のとおりである。
(1) 係争の墓地埋葬法第一三条の解釈として昭和二十四年八月二二日

被告の東京都衛生局長宛の「從來から異教徒の埋取蔵を取扱つていない場合にはその仏教宗派の宗教的感情を著しく害うおそれのある場合がある」と同法第一三条の正当の理由があるとして墓地の管理者は埋葬を拒んでも差支えない旨の回答があり、(右事實は当事者間に争いが無い)墓地に対する国民感情又既成の宗教団体の宗派的感情からも右回答の内容と同様な慣行があり右慣行は正当なものとして一般に認められていた。(右慣行の存在は成立に争ない甲第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

被告の東京府衛生局長宛の「從來から異教徒の埋取蔵を取扱つていない場合にはその仏教宗派の宗教的感情を著しく害うおそれのある場合がある」と同法第一三条の正当の理由があるとして墓地の管理者は埋葬を拒んでも差支えない旨の回答があり、(右事實は当事者間に争いが無い)墓地に対する国民感情又既成の宗教団体の宗派的感情からも右回答の内容と同様な慣行があり右慣行は正当なものとして一般に認められていた。(右慣行の存在は成立に争ない甲第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

(2) ところが昭和二十七年いわゆる新興宗教として設立登記された創価学会なる宗教法人がその信奉者も次第に数を増し、既成宗教団体との間に勢力争いのような現象が表われ始めたにつれ、既成宗教団体に属する寺院が同派から離脱して創価学会に入会した者に対して既存の慣行に従つてその家族の埋葬を拒む事例が各地に発生するに至り両者間で墓地の使用又は埋葬についての民事訴訟事件も提起されたりしていたが、埋葬の点については前記慣行があり而も前記回答もあるため創価学会としてはこれを不利なりとし、その信者達が中心となつて右回答は不当なり

として政治的運動としてその取消を被告に要求するに至つた。(右事實は成立に争ない甲第六号証、当裁判所の真正に成立したものと認める甲第七号証の三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

(3) 創価学会の信者からの前記回答の取消の要求は相当強くなされこれを受けた被告配下の係官は死体の埋葬という公衆衛生の立場から前記回答について検討を要するものと考え事案が宗教にも関することであるのでその主管省である文部省の係官とも連絡協議していたが前記慣行又は国民の信教の自由との関係もあり公衆衛生の面を重視する被告側と宗教上の国民感情慣行を重視する文部省側と必ずしも見解が一致せず結論を出すに至らなかったところ、前記回答の取消を求め運動が強く続けられたので、被告としては何等かの結論を出さざるを得ない情勢となり事案が法律解釈にかかっているところから法制局に原告主張のとおりを伺を立てるに至つた。(右事實は前記証人尾村、河和田、今野の各証人の証言によつて認められることができる)。

(4) 被告から右伺を受けた法制局では右伺がなされるに至つた経緯は大體推察していたところ、具体的紛争の解決のための回答は妥当でないと考え主として公衆衛生上の立場に立ちながら信教の自由その他宗教についての国民感情の面も考慮した未被告の伺に対する直接具体的な形で

直接に寺院を強制し得る根拠のないことが一層明らかとなつた。これを要するに我が方の請求が一先ず却下されたとしても、それは単に形式的な見解の相異であつて実質的敗訴を意味するものではない。所期の成果に対する一歩前進の過程とも見るべきであるから、盲信者群等の流言妄動に惑わされることなく、益々不退転の信力を結集して邁進すべく全幅の御支援を与えられることを希つて已まない。
昭和三十七年十二月二十二日
財団法人 全日本仏教会

なく、抽象的に而も埋葬又は埋蔵とそれに伴う宗教的典札とを区別した上で原告主張のとおり回答をなした。右回答を受けた被告配下の係官は右回答の内容は抽象的であり伺をなした趣旨に対する直接具体的な回答でないのにかかわらず又その内容からいつても関係官庁である文部省と充分な連絡協議をなすべきであるにもかかわらずこれを拒み、昭和二十四年八月二二日の回答とは正反對の結果を生ずることを知りながらこれを廃止し、前記慣行を否定する趣旨の本件通達を出した。(右事實も前記各証人の証言及び証人山内一夫の証言によつてこれを認められることができる)。

以上認められるから判断するに本件通達が出されるまでは自宗派の信者のみの墓地を管理していた原告は(右事實は被告も認めることである)慣行上、他宗派の者から埋葬を求められることもなく求められてもこれを拒むことができると考え又一般もそうした取扱いを正当としており、関係行政官庁である被告も右慣行を是認していたところ本件通達が発せられた結果右慣行は否定され反對に宗派を異にするのみを理由に埋葬を拒むことは法第一三条の正当の理由とはならないとの行政解釈がなされることになつたものといえる。
そして本件通達が出たことを契機として、原告の宗派を離脱して創価学会に入会していた北本寅之助から原告に埋葬の申出があり原告がこれを拒んだところ昭和三十三年三月一八日原告の承認なく埋葬を強行された外同様の事例が各地に相当数生じ、従来自宗派の信者のみの墓地を管理してきた各寺院に衝撃をあたえていた事実が成立に争ない甲第八号証、第一、第二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

らの埋葬要求を宗派を異にするとのみ理由として拒むことは墓地埋葬法に精神及び公衆衛生の立場からいって同法第一三条の正当事由に該らないとの行政解釈を示したにすぎないものであって、他の事情が存在する場合（たとえ墓地が狭く異宗派の埋葬をする余地がない場合、異宗派の者が他に埋葬すべき墓地が入手できるにもかかわらず他に企てることがあることさらに埋葬要求をする場合等）には依然として異宗派の埋葬を拒む正当の理由があるものと解する余地のあることは右通達によっても否定されていないところというべきである。なお墓地埋葬法第二一条によれば正当の理由がなく埋葬等を拒む所為は犯罪となり、千円以下の罰金、拘留又は科料に処せられるものとされていることは原告の主張するところであるが、具体的に異宗派を理由とする埋葬拒否が第一三条の正当事由に該当せず犯罪を構成するか否かの判断は、当該具体的事案において司法権を行使する裁判所の専権に属することがらであって、裁判所が本件通達に拘束される筋合のものではないから、原告がいろいろに本件通達により直ちに刑罰の制裁をもって埋葬の受忍義務を負担せられたと主張するのは当らない。

また原告は慣習法上異宗派を理由とする埋葬拒否権が認められていたのに本件通達でこれが消滅させられたもののように解し直接かつ具体的に法律上の効果を生ずる行政処分であると主張するけれども、前示認定の慣行上の取扱をもつて直ちにそのような実定法上の権利と認むべき根拠は必ずしも充分でないのみならずかりに本件通達が右の取扱を否定するため何等かの形で原告の地位に事実上の不利益が生じるとしてもそれは行政解釈の変更による間接的な影響であって、直接かつ具体的に原告の権利又は法律上の地位に不利益を与えたものとは解し難いので、原告の右主張も採用できない。

しかしながら本件通達が慣行上正当と認められしにもかかわらず被告自身その通達によって正当性を承認されていた原告の地位に、たとえ間接的にもせよ事実上の不利益を及ぼすであろうことが容易に窺えるとするれば、(1)被告が本件通達を出すにあたって従前の回答の経過内容及びその基礎となつた慣行もしくは社会的事情とその変遷を充分考慮し、既存の通達を訂正するにしても必要最少限度にとどめ適用上誤解行き過ぎのないように細心の注意を払つた文言でなすべきであるにもかかわらず(以上)の上のことは被告が当初法制局に有するときに、先祖伝来の墳墓を有するときにそうでないときを区別して考えていたこと、また法制局からの回答にも特に埋葬又は埋葬とそれに伴う宗教的典札とを区別しており、右区別をなすこと自体は関係法規の論理解釈として一応は考え得る見解であるとしてもこの点はさらに宗教法人に関する所管行政庁である文部省と連絡協議を尽した上で本件通達を出すべきであつたことからいえる)また通達の内容如何によつては創価学会と他の既成宗教団体との間の紛争に利用されることも当然予想できたにもかかわらず、極めて抽象

的一般的な文言をもってなされその限界は必ずしも明確といひ難いところがある点、(2)埋葬拒否を正当と認めた前示通達が出た時からでもすでに一〇年の歳月が経過しており(なお、ほぼ同旨の経過解釈はすでに古く明治二五年二月五日警視總監署名でなされた伺に対する回答に示されていることは甲第一、二号証、第三号証の一、二により明らかである)同通達前のいきさつからみても埋葬拒否についての前示慣行が公序良俗に反しないものとして法的確信にまで高められていたとすれば、(しかも)ことがらには「正当事由」という概括の規定の内容に関するところからであるから一連の行政解釈を通じて斯る法的確信の形成される余地は極めて大きいものと解される)本件通達は単に先の通達を廃止するにとどまらず、実は慣習法を否定するものとも解する余地があるところ、かりに慣習法の効力(したがって概得的地位)を否定すれば法の必要が生じたとすればそれは法規の形式的効力に関するところからであるから、これを通達によって処理しようとするには違法ないし越権のきらいがあること(3)のみならず問題となつてゐるところは墓地に対する国家の施策から始まり宗教法人の存立ひいては信教の自由と公共の福祉の理念との調整という憲法の解釈につながる極めて重要な問題を含むこと(たとえ民法第八九七条が墳墓等に関する権利を相続財産から除外し、その承継を第一次には慣習に委ねていることに徴しても、墳墓に関する権利が国民の宗教感情及び宗教的慣行と切り離すことの

迷蒙を啓ころ

国会対策 阿部 竜 伝
委員長

墓地問題に関する行政事件訴訟の判決の日が来た。今日は、原告側の仏教関係者をはじめ、創価学会などの傍聴者で、時刻におくれたら入廷できまいと思つて、開廷三十分前、九時半頃に入廷したが、まだ半数以上の空席があつた。判決ともなると審理中の論争とは違つた意味で、一瞬何んとも言えない緊張感を覚えるものだ。全員総起立のうちに石田裁判長が所定の席について、直ちに判決の言い渡し、「原告の訴を却下する。訴訟の費用は原告の負担とする。」我々原告側にとっては待望の判決日を迎え、審理中の経緯から考えても敗訴になるなどは夢想もしていなかつただけに、傍聴に来ていた我々寺院側は只顔を見合せた儘、黙々として法廷を出た。この度の敗訴の気持を一言にして言えれば、相撲に勝つて勝負に敗けたわけだ。長い伝統と慣習を無視するような、無謀な措置をとつた行政官庁の態度は許すことが出来ぬ。それ故にこそ全仏教界は正面から取りくんで立ち上つた。行政事件訴訟に、国会対策にあらゆる努力を払つて来た。だが不幸にして軍配は被告側厚生省に上つた。裁判長は却下の理由を「本件通達が原告の権利又は法律上の地位に直接かつ具体的な不利益を与えたものとして行政訴訟の対象に取りあげられることは、少くとも現行法上は許されていないものと解するので結局原告の本訴は不適法として却下すべきものである」と述べている。不適法か何うか無論、門外漢の我々が云々する処ではないし、又それが何うであるろうと一旦軍配が振られた以上、土俵上の力士には何等の発言権は与えられていない。結審に至るまでの原告側の訴状、請求の趣旨、及び請求の原因等実に精細を極め堂々たる論陣を張つて来たのに反して、被告側の応酬は誠に支離滅裂で、遂に馬脚をあらわし、創価学会の信者達の政治運動に屈して

法として却下すべきものである。よつて訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八九条を適用し主文のとおり判決する。
東京地方裁判所民事第三部
裁判長裁判官 石田 哲一
裁判官 山本 和敏
裁判官下門洋人は転補のため署名捺印できない。
石田 哲一
右は正本である。
昭和三十七年二月二一日
東京地方裁判所民事第三部
裁判所書記官 森 茂

旧来の慣習を取り消すに至った事実を認めるの醜態を演じている。それにも拘らず、前記の理由で我々の訴状は却下された。果せるかな注目の裁判であっただけに、各種報道機関は仏教寺院側の敗訴を一斉に伝えた。創価学会側に凱歌が挙り、今後強硬埋葬は勝手たるべしと言ったような印象さえうけ誠に遺憾の極みである。

然し裁判長は判決理由書の中に次のように述べていることは、特に注目に価するであろう。
「本件通達（注三十五年のいわゆる新通達）は単に先きの通達を廃止するにとどまらず、実に慣習法を否定するものとも解する余地があるところ、かりに慣習法の効力を否定する社会的必要が生じたとすれば、それは形式的効力に關することがらであるから、これを通達によって処理しようとする」とは違法ないし越権のきらいがある」と断じている。

裁判長は事実審理の過程において、これだけの事実を把握しながら行政事件訴訟の対象に取り上げることとは、現行法では不適法であるとして却下したことになるが、誠に法解釈は常識では判断できない。然し問題はこれからである。全日仏も控訴にふみ切ったのである。裁判長が言うように慣習法の効力を否定するような社会的に必要な客観情勢に迫られているものとすれば、当然それは立法措置に出るべきであって、一下級官吏が只一片の通達をもって慣習法を否定するような暴挙に出たことは許されていないのか。違法越権の措置は有効か無効か、ここにも問題が残るであろうが裁判では断定を

さけている。然し司法権によって斯くも明確な理由が述べられていて、主務官庁は当然その非を改めてその威信をたかめるべきである。謂わば物言いのついた相撲である。控訴によって黑白を明かにする。

既成教団破壊の暴挙

東京墓地対策委員会
委員長 小松 浄 祐

東京仏教団墓地対策委員会は、全日本仏教会の依頼（全仏の体質上、提訴の期間に合わない）と云う理由で、第一審（注）に依り昭和三十五年三月八日付の、墓地法に關する厚生省の通達取消を要求する行政事件訴訟を、四谷東福院（住職、杉本良智）を代表原告として起した。其の結果、昨三十七年十二月二十一日、東京地裁はこれを却下した。

其の判決の理由書に依れば、此の通達は、一新興教団、創価学会の要求に依り、同会の利益の爲になされたことは、当時の責任者である尾村環境衛生局長、外二氏の証言に依って明かである。裁判所は、此の通達に対して、手続きに於いて越権であり、慣習法と、憲法を侵す不法の嫌疑があり、不当な処置であると断じ、したがって、寺院側の要求は一応認めるが、此の通達に依って、寺院の権利、又は、法律上の地位に直接具体的な不利益を与えていないので、現行法では取り上げられないから却下する」と云うのである。勿論、形式的な法理論の上ではそう云う事が云えるかも知れないが、其の結果、旧通達も効力を失って、新しい不法越権不当である新通達も、創価学会の無承認埋葬と共に横行することになった。此の判決を不満とする全日本仏

と同時に、今後は寧ろ立法の府である国会対策にも重点をおき、議員諸公の理解ある協力と御奮闘を請うて、誤られた迷蒙を啓いてゆくことに一層の全力をつくして行きたい。

教会は、即座に控訴の手続きを完了した。しかし、問題は、此の裁判の結果だけでは解決の出来ない内容である厚生省が、何故に、一新興教団の利益の爲に、其の要求に依って、全国八万の寺院、即ち、八万人の寺有墓地管理者の不利益。千数百年の歴史をもち、全人口の八割を占める仏教徒の精神的な影響をも考慮せず、この通達を行ったと云う事実を我々は考えなければならぬ。

原告 杉本 良智
第一審は幕が閉じられたので全日仏では直ちに控訴手段をとった。従って裁判は継続進行中である。その故に猥りに私見を述べたり、判決の批判をすることは謹まねばならぬ。

行政事件訴訟第一審判決に至る経過

活動を活発に展開して、地方議会或は、全国区参議院に予想外の議席を獲得した創価学会と、其の点では遺憾なく事に無力な、此れは、宗教団体として、直接政治活動を行うことは、本筋でないことから、当然の結果であるとは云え、全日本仏教会と彼等なりの考えから現実的な力の軽重を秤にかけて、此の通達を行つたか、或は、役人の中に、創価学会の会員なり、創価学会と特別な関係を持つ者の所為か、はつきりした点はわからないが、そう云う事も考えられる。

兎に角、憲法を侵して、一教団の利益をはかる通達を行つた当時の厚生省の処置は、其の内容に、我々仏教徒として、又、国民としての立場からも納得出来ない重大な問題を含んでいる。

当時、九人の参議院議員の政治的な手段に依って、此の通達を出さしめた創価学会は、現在、十五人の国会議員を送り、それが交渉団体としての一党派を形成するところまで成長した。恐らく次の選挙には、現在に倍する議席を獲得（六頁へつづく）

その頃東京築地本願寺で事態の重要緊急なるに鑑み「全日仏」の大評定があったが、集った殆んどの人が折伏の何たるかささえも知らなかったようであった。その時の発言を思い出すと……

「学会々々と騒ぎ立てると却って彼等の宣伝をしてやるようなものである」とか、

「今後權で一人二人は転宗する者が出るかも知れないが、いずれは掃蕩してくるであろうから、余り騒ぐな」などといかにも仏者らしい事を述べていた人があった。

これ等は学会の本質、性格を知らない甘い考えから来る見方であって、坊さんは世間知らずで、お人好しで、独り良がりであることが暴露したようなものである。

その時は被害者の一人として列席していたので、学会の暴悪性、非宗教性を説き、この際既成仏教側は一大決意を以て対処すべきであることを述べたが何人の人が実感をもってこれを請け取って下さったであろうか？

大体かかる会合ではと角耳触りの良い言葉が会場を支配するものでその時も不得要領の裡に会が閉じられたように記憶している。

このように為すことなく日を費している中に学会では仏教側がウロタエていると見てか、彼方でも此方でも強行埋蔵事件が繰出した「全日仏」もこれではならぬと腹をあげ、文部省に走ったり、厚生省に陳情したりしたが、何れも実効を見るに至らなかった。

こうした中に学会の墓地斗争の矢面に立たされた東京仏教団では、自衛の為、比較的血の気の多い人々が先頭に立って、

私はどうして代表原告になつたか

昭和三五・三・一九日突如（新聞紙上で）発表された厚生省新通

「先ず結束すること」
「東京仏教団はこの際「み」ある働きをしなければならぬ」と言

つて皆で、自らの手で火の子を払いのける。端的に言つて自警団組織を急いだ。

その名を東京寺有墓地対策委員会とつけ直ちに実動に入った。さて発足して見ると誰もなれない仕事の上に、一から十まで争い事である。いつも荒され放題で、事件の後始末ばかりをしている。

こんな事では本質的解決はない。何とか本質的解決方法はないかと、研究に研究を重ねた結果訴訟をしたらどうかと言う事になったが、さて訴訟といつても民事、刑事何れにするか、いづれも一長一短なかなか決しかねていた

処え、顧問団から「行政事件訴訟」が良いとの勧告をうけたので、それに踏み切る事になった。

この事は「全日仏」との提携の上で併行して進められたが、財団法人である「全日仏」はその性格の上から訴訟は出来ない。取敢えず第一審は「墓地対」が「全日仏」に代つてこれを引請け、その費用等物心両面の全面的協力と訴訟以外の政治活動は「全日仏」が負うという事であった。

さてそうと決つたが誰が代表原告になるか、数ヶ寺の有名寺院が候補に挙げられたが何れも辞退して引請ける寺がない。時間はどんどん経過して訴訟提起の期限が迫つて来る。

遂に被害第一号の故を以て東福院が名譽ある(？)代表原告を引請ける事になった。

時に昭和三五・六・二七日であった。

大塚弘先生を顧問とし、池谷四郎、太田金次郎両弁護士を代理人として書類を整え「行政事件」として東京地裁に提訴した。

以下第一審判決に至る主な出来事を拾つて見ると。

一、昭和三五・五・一八 東京仏教団墓地対策委員会発会式(浅草、本願寺大谷ホール)

一、" " 七・一一 訴状提出、昭和35年(行)第五九号

一、" " 八・二二 東京仏教団墓地対策緊急協議会(浅草寺大客殿)

一、" " 八・一八 東京地裁第一回口頭弁論

一、" " 一〇・三 総理、法務、文部、厚生の大大臣に請願書提出

一、" " 一〇・六 東京寺院檀信徒代表者大会(浅草、本願寺大谷ホール)

一、昭和三六・三・六 国会議員、各宗々務総長、各府県仏教会長協議会

一、" " 五・一五 第八回口頭弁論、この時学会から補助参加の申請があった。

一、" " 九・四 第十一回口頭弁論、弁論終結、この日学会の補助参加は却下。

一、昭和三七・一二・二一 判決言渡、原告の訴え却下さる

学会員は新通達を事前
に知っていた

昭和三五五年三月八日 この日は創価学会及び厚生省が予て企てていた墓地法制定、立法理由をくつがえし、同法第十三条の新解釈を打出し、厚生省管下官

公庁に通達を発した記念すべき日である。寺院はこの一片の通達によって千有余年の慣行を破られたり、一方的に異教徒の埋葬、蔵を受けさせられた日であり、そのもとをたずねれば厚生省が学会の政治的圧力に屈して新通達を差した日だからである。

この日を汚辱の日として我々は永く忘れることがないであろう！我々は厚生省の乱れたる綱紀を黙視していることは出来ない。

判決文の中にも(原文のまま)「宗教法人に関する所管行政庁である文部省と連絡協議を尽した上で本件通達を出すべきである。また通達の内容によって創価学会と他の既成宗教団体との間の紛争に利用されることも当然予想でき

たにもかかわらず、極めて抽象的一般的な文言をもつてなされ、その限界は必ずしも明確とい難いところがある。」と指摘されている。

被害第一号の内容
もと東福院檀徒北本某の養母が昭和三五・二・二日死亡した。この養母は孤独の人で戦前東福院の女中をしていた事があって現在杉本を慕つて檀徒になった。晩年東京都豊島区椎名町の朝横室某の家に起居していた。この横室一家は熱心な学会員で、その地区の班長をしているとの事である。

この養母は生前学会をいたく嫌っていた。養母死亡を機に横室某は故人の意志に反して学会法式によつて葬儀を行い、納骨には学会の指令に基いて東福院墓地に強行埋蔵することを余儀なくさせられた。

その埋蔵のとき、不思議な事は寺の方では新通達が出るなどとは夢にも知らないのに、横室等学会員等はその事を予知して、三月十九日新聞発表と同時に「寺は異教徒の埋蔵拒否は出来ない」と頭から任せつけて納骨しようとしていた。

肝心の寺が知らないで、学会だけが知っていた新通達に不信を抱くのは当然ではなからうか？
これでは「お役所など全然信頼出来ない」と言われても仕方があるまい。

裁判の進行に名をかりて学会補助参加申請したことに
面白いことは第一回公判から傍聴席は毎回学会員で満員、肝心の仏教側は数える程で、いつも寂しい思いをした。

第八回口頭弁論のとき学会は厚生省手ぬるしと、橋本三郎、松井一彦両弁護士を立て、被告厚生省のために補助参加の申請をした。学会があれこれと寺院の妨害をする事は解っているが、民間人が何もでしゃ張つて厚生省の手伝いをする必要もなからう。

ヌケヌケと申出る心臓もどうかと思ふに、世の中を馬鹿にするのもいい加減にしたら可い。

裁判長から参加の可否を尋ねられたとき、流石に厚生省も渋い顔をしてこれを断つていた。この事でも学会と厚生省の腐れ縁がハッキリと証明された。折角の補助参加も、原、被告双方から異議があったので却下されて終つたが、当然のことと思ふ。

かと言って我々もこれで引込む訳には行かない。去る一二・二六上級裁判所の裁定を仰ぐ為に控訴手続をとつた。

全国寺院の皆さん我々は決して負けたのではない。
判決理由の中にはハッキリ書かれていようには我々は今後堂々と主張し、彼等の暴挙をおさえ、互いに寺院を護持し、仏教興隆に役立つよう大いに励もうではありませぬか。

池谷四郎弁護人の素描
池谷さんは頭を剃り、艶やかな血色をしておちつき払つて法廷に現われになる処を見ていると大僧正級の風格をしておられる。ずっと以前から禅家の研究修行をしておられると聞く、その上法律家として寺院関係の法規の研究及び運用は何人にも譲れない強い信念を持っておられる。

かつて寺院の庫裡が宗教法人法の不適用正解から課税の対象とならうとした事がある。その時氏は奉仕的に弁護に当られ庫裡等が、

判決について
弁論終結になつてからの一年有半は実に長かった。所謂「判決待ち」のじりじりした気持は現わしようもない。待ちに待つた結果は意外にも原告の敗訴に終つた。

然し詳細に検討すると必ずしも敗北とは言ひ難い。判決理由にはわが方の申立てを採用し問題の通達を「違法、越権、不当」なりと断じ小気味よく極めつけている。

いくら鉄面皮でもあの通達をそのまま放置しておく訳には行かない。

かと言って我々もこれで引込む訳には行かない。去る一二・二六上級裁判所の裁定を仰ぐ為に控訴手続をとつた。

全国寺院の皆さん我々は決して負けたのではない。
判決理由の中にはハッキリ書かれていようには我々は今後堂々と主張し、彼等の暴挙をおさえ、互いに寺院を護持し、仏教興隆に役立つよう大いに励もうではありませぬか。

池谷四郎弁護人の素描
池谷さんは頭を剃り、艶やかな血色をしておちつき払つて法廷に現われになる処を見ていると大僧正級の風格をしておられる。ずっと以前から禅家の研究修行をしておられると聞く、その上法律家として寺院関係の法規の研究及び運用は何人にも譲れない強い信念を持っておられる。

かつて寺院の庫裡が宗教法人法の不適用正解から課税の対象とならうとした事がある。その時氏は奉仕的に弁護に当られ庫裡等が、

行政事件随想

大塚弘

東福院を原告とし、厚生大臣を被告とする行政事件訴訟の判決文を読んで、さまざまの観想が浮ぶ。又種々の世評も聞こえて来る。兎角物事は観察の角度と深度とによって全く異質の観想も述べられるものだと思う。

単純に「墓地法の訴訟は寺院側の敗訴」という者もあれば「旧来の慣行には新通達が優先する」という者、「原告の訴は棄却された」といって「却下と棄却」とを区別できないものさもある。このような誤伝や誤報だけを聞いた関係者は定めて迷惑されたことであろう。

だが、この訴訟は伝えられるような惨敗ではないのである。勿論却下はされたが棄却されたのではない。この際の却下は、訴の形式要件が不適法だとする裁判所の見解(公式論として、そのような見解が屢々行われることも原告は重々承知していた)と行政事件として成立し得るとする原告の見解との対立を示したものであって、それは二審以後において解決されることであろう。一口にいうと、行政事件訴訟は、行政事件訴訟特例法(昨年十月改正されたが)によって提起されたものであって、その第一条には、「行政庁の違法な処分、取消又は変更に係る訴訟その他公法上の権利関係に関する訴訟については、この法律によるの

外、民事訴訟法の定めるところによる」とあるので、今回の訴訟の目的となった事件そのものが行政処分であるかないかの論議に係って来るのである。

判決は、「本件通達は上級行政官庁から下級行政官庁に対するものであって、一般国民を相手方としてなされたものでないから行政処分の対象になり得ないものである云々」といいながら、「しかしながら右の如き通達であっても、その内容によって直接具体的な権利義務その他法律上の地位に不当に不利益を受ける者があった場合には、国民の具体的な法律関係に影響を及ぼす内容を規定した法令の場合と同様に不利益を受ける者から右通達の取消を求める行政訴訟を提起することが許されるものと解する」と要領深い断り書をつけている。見様によれば、本件がそれほど事実の誤認に陥り易い実態を有することを物語るとともに、二審以後において、控訴原告が、どこに勝訴の可能性とその契機とを見出すべきかを示唆するものといってもよいのである。勿論、控訴原告としては、前審裁判所のこの点に関する誤認を先ず衝くべきであることは自明としても、それが立証の問題や方法論については、訴訟上の駆引や技術の問題にも触れることであろうから今は述べない。

ここにおもしろいことが一つある。それは、判決において一応却下したけれども、通達という行政行為であっても、例外的には行政訴訟の対象となり得ることを認めているので、控訴原告としては、本件控訴がその例外事由に該することを立証すれば十分だということになることである。というのは、同じ判決の中で、この通達は、違法又は越権のものであること及び通達発出の経緯にかんがみて、不当な処理であったことを、完膚なく非難していることが注目されることである。いうまでもなく、違法とは法律に違反すること、不当とは妥当でないこと、そして越権とは権限を越えたことであるから判決理由にも述べているように、既に相当長い歳月を経て、公序良俗にも反せず法的確信に達している慣習法、而も曾ては当該行政庁も積極的にその慣習法を承認していたものを否定するに(新たな立法措置にもよらず)一片の通達によって処理したことや、宗教行政の主管庁である文部省とも十分な協議を遂げず、あたかも創価学会の強圧に屈したような匆忽の決定によって本件のような通達を發出して一連の行政行為がこの非難に相当するものとして、長文且つ痛烈に而も周到に論難されたことも異例といふべきであろう。

かくて、当該行政庁としては、強引に控訴審の判決を待つまでもなく、いわゆる良心的に、進んで本件通達を取消するが、真に行政責任の何たるかを知るものということができる。今更プラトニーやカントの国家理念に遡るまでもなく、

く、国は道義の代表者であるという理想を示し、政府機関は、真に国民全体の福祉のためにのみ存在することを実証してもらいたいものである。

かかる意味合において又三審制度を忍び耐えて終局の成果を目的とする者にとっては、今回の判決は、かなり条理のつくされたものでもあり、原告にとつての取獲は甚だ大きいと思ふ。かえりみれば、本件訴訟の素地をなす墓地紛争、而して又その背景をなす本件通達と、その強い社会的影響下にある仏教寺院のおそるべき広汎深刻な実害が、若し例のごとく、それは抽象的、一般的な行政指導の間接の結果に過ぎないから行政処分には当たらないという初步的な公式論によれば、訴訟提起が不適格だとされたならば、今後全国的に騎虎の勢いに乗じて統発するであろうところの、無承認埋葬及びそれに随伴する暴挙に對し、判決文の中にも可能性としてのは見える思想、すなわちいわゆるケース・バイ・ケースで、個々の事件毎に、不法行為者に対して告訴、告発乃至民事訴訟に訴えるか、それとも、敢然備兵でも募って群衆をむかえ、三門を守って自力救済に出なければ、按本素源のな行政救済の途も、同法上の救済もなく、国民が憲法上に認められた信教の自由、財産権の保障、法治主義の原理その他かずかずの基本的人権の保障は全く一片の空文と化してしまふべきであるのかそれこそまことに馬鹿げた次第である。

、非課税適正となったのは氏の献身的努力によるものである。宗教関係者間では信頼と尊敬を蒐めていた法律家である。今回特別にお願いして研究と弁護に當って頂いた。あくない研究、深い学識と周到緻密な理論と熱誠溢るる弁論とは人をして耳を傾けさせずにはおかない。第一審判決は既にお承知の通りであるが、三五年に通達が出た当時の事を思うと寺院は墓地斗争において力強く一歩前進した事になった。これは同氏の努力による処であるが氏をバック・アップした大塚弘先生の仏教学と法律の深い学識が池谷氏を大いに力付けた事にあつたことを忘れてはならない。両生先に深甚の敬意と感謝を申上げて筆をおく。(四頁よりつづく)するであろうことは予想出来る。其の後に来るものは、自派に有利であり、既成仏教団の破壊を目的とする諸種の法律改正の政治運動であらうことは、最近、創価学会の発行している刊行物に依つても明白な事である。今こそ、我々仏教徒は、一日も早く総力を結集して、これらの問題に對決し得る体制を整えなければならぬ。現在の全仏組織をそのまま強化することが不可能なら、新しい方法で末端にまで直接浸透する内容の充実した仏教徒の組織を僧俗一体となつて結集するべきである。其の成否に依つては、最近誰かの云つた、第三文明の宗教は、創価学会唯一人と云う結果になり、既成教団は滅亡し、仏教の精神まで行方不明(一時的とは云え)にされる恐れがある。

(筆者は全日本仏教会・東京寺院墓地対策委員会顧問)

行政訴訟の判決に対する感想と 控訴審に臨む態度

弁護士 池谷 四郎

第一 昭和三十五年三月八日厚生省の
新通達によって寺院はどんな境遇におかれたか

一、昭和三十五年三月八日厚生省省令第八号の新通達が出るまで仏教寺院は創価学会からの墓地攻撃に対する法律上の防禦手段として「墓地埋葬法第十三条に言う「正当拒絶権」を行使する旨を主張して墓地経営権を護持してきたのである。そしてその正当拒絶権の理論的な裏付としては立法当時における政府委員の法制定理由の釈明と、更に厚生省の昭和二十四年八月二十二日衛環発第八十八号回答によって従来異教徒の埋、収蔵を取扱っていない場合であつて、その仏教宗派の感情を著るしく害う惧があるときは正当拒絶権を認め二、宇都宮地方裁判所における鷺足寺対創価学会員小松作一間の墓地使用権不存在確認事件。浦和地方裁判所熊谷支部における大正院対同田島勇間。同内田十吉間の同訴訟事件において被告側はこの正当拒絶権行使の抗弁に対しこれを反駁するに足るだけの確固たる法的理論構成に苦しんでいたことが御理解願えると思ふ。

生省は各宗派や全日本仏教会などを除外して新通達によって法解釈を変更して旧通達を取消すことを計画し法制局から現実と遊離した抽象的回答を得て突如昭和三十五年三月八日新通達を出すに到つた四、その結果創価学会側の訴訟代理人は銀紙貼り竹光の如き見解を得意になつて真剣の如くふりかざしたのであつた。原告代理人は少しも驚きはしなかつたが、しかし社会の一般仏教寺院においては墓地経営上容易ならざる障壁となつて現われたことは疑ない。墓地に關する限り主務官庁は厚生省さらには都道府県知事である。一挙についても一動についても主務官庁はこれにより慣習否定処分による寺院迫害に踏み切つたのである。この難局を打開させるために原告両寺院は行政訴訟の提起を決意するに到つたのである。

第二 行政訴訟における判決のつた態度と見解

一、判決は原告の訴を却下しその要旨を次のように説示した。
「一、通達でも国民の具体的な法律關係に影響を及ぼす内容を規定している場合にはその取消を求め行政訴訟は許されるものと解する。二、然し被告の通達によって他宗派の者からの埋葬を拒むことができる」とされていた慣習が否定され原告の地位に不利を与えたこととは否定できないけれども原告主

張のように埋葬の受認義務を生ぜしめたものとは解されない。何となれば右慣行によつて原告が法定法上の権利を取得したと認められるは十分でなく右不利益は行政解釈の変更による間接的な影響であつて直接かつ具体的に原告の権利又は法律上の地位に不利を与えたものとは解されないから従つて原告からは本訴通達の取消を求める行政訴訟は現行法上許されないものとして本文の如く(訴の却下)判決する。

尤も本件通達が慣行上正当と認められしにもかかつては被告(厚生省)自身も通達によつてその正当性を承認していたものであるから本件通達が出されるに到つた経緯から考へてその内容について充分検討すべきであつたにも拘らず極めて抽象的の一般的な文言を以てなされていく点又前の通達から十年の歳月が経過して右慣行が法的確信にまで高められていた点を与える余地もあり、そつたとすれば慣習法上の効力を否定することになるので通達によつて処理することは違法乃至越権のきらいがあること、加うるに墓地に対する国家の施策から始まり宗教法人の存立ひいては信教の自由と公共の福祉の理念との調整という憲法の解釈に於ける重要な問題を含んでいくことを考へると被告が本件の如き内容の一片の通達で処理しようとしたことは妥当でないとの非難は免れ得ないものと考へる。二、厚生省の新通達の法律的评价が前記のように解明されたことは一応意を安んずるに足ると言へる何となれば墓地問題の訴訟において創価学会が、社会の裏側にお

る政治的運動によつて引き出した新通達の性質が違法かつ越権で不当だと判断されたのであるから宇都宮地裁浦和地裁熊谷支部その他三重県外各地の訴訟における創価学会側の頼みの綱の抗弁が理由ないものとして判断せられるであろうことが予想され原告寺院側の立場を一層確固たるものにしたことが推察されるからである。

第三 判決に対する感想と控訴審に臨む訴訟態度

一、判決が新通達をこのように違法乃至越権で不当であると認めながらもとした理由は厚生省の新通達が原告寺院の墓地経営権に対し直接かつ具体的損害を与えていないと認められたからである。

二、原告寺院の墓地所有権の存在及び管理権につき古來持續した慣習の存在事実については訴訟当事者間に争なく、原告代理人から被告に釈明を求め争わないというところであつたから、原告代理人は敢て反対を想像してまで独り相撲を取る愚をなしかつたに止まるのであるから若し此点を不十分だと思ふのなら裁判所は原告に釈明権を行使して主張並びに立証を補充強化する機会を与うべきであつた。従つて第二審においては此点につき更に努力を注ぎたいと思ふ。

三、新通達は寺院に対し直接損害を与えていないまだ裁判所に出訴して民事訴訟の保護を求める余地があるのではないかという見解には非常に不満である。

四、仏教寺院は性格上普通法人の如く財政的基盤を確保していない特殊法人営団、商會、社団、財団法人の如く収益計画を確実にし

て設立されたものでなく、宗教法人法下における寺院は、新興教団と異なり古來の寺院が宗教法人法付則三・五に依り旧法人が同法下の法人として存続しているものである。仏門においては寺院は利益追求に走ることを深く戒しめてゐる。極力檀中に財政的負担をかけないように運営して行く法人であるから若し墓地経営権を侵害される惧があり裁判所に民事訴訟上の保護を求めようとするれば檀中の協力や負担を求めなければ出訴する能力がない。所属宗派と雖も傘下寺院の訴訟の悉くを負担していく財力などあるはずがない。このような経済事情の基盤に立つのが寺院という宗教法人の顯著な特徴である。然も相手は創価学会で組織力と財力を誇る団体でありその目的は他宗寺院の拆伏であつて少しも互譲や善意は無い。勝つか敗けるかの争である。若し寺院が後退すればやがて山門の護持は覺えなくなるであらう。

五、被告が新通達を間接だから損害を与えていないなどと弁解することは非良心的な逃避的弁解に止まる。厚生省は少くとも学会の寺院攻撃の一翼を担当して尤もらしい演出を装つたものである。判決が間接不利益と見たのはこの演出に誤まられて法律感覚が死角を脱けきれなかつたと言へる。これは訴訟事件の前例が少ないため説明能力上、筋肉が運動不足で発達が遅れてきたと言ふ外ない。代理人は第二審で一層努力を傾注して初心を貫徹したいと考へている次第である。各位の御明察に訴へ今後とも深かい御協力をお願する。

法律とその適用は法律以前の問題である社会秩序、慣行、良俗、風習等を尊重しなければならない。宗派の教儀信條儀式に基づいて經營している寺有墓地に、宗派の異なる者が埋葬を要求し、その寺院の執行する埋葬儀式を拒否するならば、その寺院が埋葬を承認しないのは当然のことであって、然らずんば寺有墓地は地方公共団体や営利会社の經營する遺体遺骨の物理的処理施設である一般に靈園といわれている墓地と同様のものとなり、寺有という特質を失つてしまふ

判決を読んで

石川 存 静

加え、その寺院は宗派の教儀信條儀式を犯すこととなり、世俗の法律に超在する宗教規律における罪を、自己の内外に問われるに至るのである

私はこの観点に立って、今回の東京地方裁判所の判決を読み、次のように感じた。

(一) 明らかにになった点

1 新通達後にも、異宗派の埋葬儀は拒否できる

裁判長は、墓地が狭い場合と、異宗派の者が他に埋葬すべき墓地が入手できるにもかかわらず、他に企てる事があつて、ことさらに埋葬要求をする場合には、新通

達後にも寺有墓地管理者が異宗派の埋葬要求を拒むことができることと解釈した。

創価学会の会員は日蓮正宗以外の宗教団体の經營する施設の中に足を踏み入れることはできない。富士大石寺所蔵の古写本「日興遺誠置文」―「日蓮正宗全書」の「興尊全集興門集」―「三一頁」には

「檀那之社參物詣を禁すべし。いかに況やその器にして一見と稱し、謗法を致せる悪鬼乱入の寺社に詣す可けんや。返えず、返えずも口惜しき次第なり。これ全く己義に非ず、經文御抄等に任す」とあり、更に

「謗法と同座すべからず、与同罪を恐るべき事」と誡めている。同座は三世にわたるものと解すべきだから、日蓮正宗以外の寺院の墓地に創価学会員が立入ったり、その墓地に埋葬されることは、信條違反であり、裁判長の「他に企てがあつてことさらに」という場合が当然予想されることとなる。

実際問題としては、他に埋葬すべき墓地が入手できない場合がある。この場合は、寺有墓地管理の原則を相互に理解し承認し、その上で現実即ち暫定措置として、そればいいのであつて、邪教呼ばりをして憶面もなく埋葬儀を強要することはできないのである。

2、新通達は創価学会の政治運動によつて出た

裁判長は、創価学会が政治運動によつて旧通達の取消を厚生省に要求した事実を判決文の中に認めている。創価学会の旧通達取消運

動が強く続けられたので、厚生省は関係官庁である文部省と充分な連絡協議をつくさずに、法制局に伺を立てて、その回答のままを新通達として出したのである。

この内容が出た経緯と、新通達の内容に対する裁判長の批判は極めて峻厳である。厚生省の「輕卒」―「違法」―「越権」―「抽象的」を責め、「厚生省が一片の通達により問題を処理したことは、妥当でない」と断じている。

「通達の内容如何によつては、創価学会と他の既成宗教団体との間の紛争に利用されることは当然予想できたにもかかわらず、裁判長から、このように批難される欠点だらけで、暖昧で、違法で、越権で、妥当でない新通達を、厚生省に対する外部からの圧力によつて出されたことが、今回の裁判で明らかとなつたのである。

厚生省や法制局は今後どうすべきだろうか。裁判所の命令がなくとも、新通達を撤回するのが当然である

(二) 納得の行かぬ点

1、却下とは何事か

裁判長は厚生省の新通達を、完膚なきまで批難し、無価値か反古同然のものときめつけた。それにもかかわらず、「新通達が原告の権利又は法律上の地位に直接かつ具體的な不利益を与えたものとして行政訴訟の対象にとりあげられることは、少なくとも現行法上は許されないもの」と解するから、結局原告の本訴は不適法として却下すべきものである」と判決した。

却下と棄却の相違は別として、何となく喧嘩両成敗的な判決の感

がある。「原告の主張するところは「一応の理がある」ことを認める裁判長は、もっと公正に「新通達を取消せ」と判決するのが至当である。

通達なるものは、形式的には上級官庁が下級官庁に対し法律解釈の標準を一般的抽象的に指示したものにすぎない。従つて、一般国民を相手とした行政処分ではなく行政訴訟の対象にならないことは法律知識に乏しい筆者にも了解ができる。だが裁判長もいろいろと通達といえども、

「その内容によつて、直接具體的な権利義務その他法律上の地位に不当に不利益を受ける者から、通達の取消を求める行政訴訟を提起することは許される」

のは当然であつて、これが不可能だと、外部圧力に屈した官僚や自己の利益を追求する官僚が勝手に都合のよい法律解釈を出して、我々国民を塗炭の苦に追いやつても、泣く子に地頭で、我々は泣き寝入りをしなければならなくなる厚生省の新通達は、昭和二十四年八月二十二日の旧通達を、突如として廃止したもので、これによつて寺有墓地を所有し管理する我々は、既得の法律上の権利を奪われ一千年以上に及ぶ確乎たる教義信條儀式を遵奉し得なくなつたのである。

裁判長は、厚生省の通達は法律解釈の上では、それほど効力のあるものではなく、結局は裁判所が具體的事案について犯罪を構成するか否かを判断するのだから、行政解釈の変更は間接的な影響だけのものであると主張している。こうなると、寺院側は、問題が起つ

たたびごとに裁判所に訴えねばならなくなる。それは實際上不可能である。法律の運用は、国民生活の實際に即さねば無意味となり、徒に社会秩序の混乱を惹起することとなつてしまふ。憂慮すべき事態の発生が厚生省の出した一片の行政処分事件が起つて然るのだから、新通達は行政処分であつて、裁判所が厚生省の非を正してくれなければ、我々国民はどうしたらよいか。社会秩序を維持するために抜本的解決を求める我々の態度が、何故、裁判長には理解できなかったのか。納得できない形式論の尊重すべきことは了解できるが、それだけでは問題は解決しないのである。

2、被害者の立場が尊重されていない

墓地埋葬法第十三条の行政解釈が猫の目のように変わると、墓地の管理者も、埋葬儀の依頼者も甚だ迷惑する。今回の訴訟は、この迷惑を除去することに主眼を置くべきであつた。ところが、それを直接的とか間接的とかという形式論でお茶を濁している判決には納得がいかない。

裁判は国民の利益を擁護し、国民生活の秩序を維持するものでなければならぬ。新通達は、行政解釈の変更というよりは、法律改正に等しいもので、誤まれる行政処分である。従つて、今回の判決を不服として、これを控訴する原告の措置は当然であり、全日本仏教会は会員の総意に基づいて原告を物心両面から支持し、自らの問題として、これが処理に当るのである。

(全仏国際局長)

寺側主張正当を暗示

無承認埋葬に処する寺院の対策

東京寺院墓地対策委員会

広報部長 林 静寛

創価側は、公明新聞、聖教新聞等を利用して、十二月二十五日号で全会員に対し、寺院は埋葬を拒否できなくなったと大きく広告している。

今後、創価側の無承認埋葬は更に激化することが予想されるので、寺院側はその対策に万全を期する必要がある。

今回の判決は、寺側の主張が却下されたのであるが、主張の通った厚生省側の事由を裏がえして知っておくべきである。

厚生省の主張

一、法律の解釈基準を示したもので行政処分ではない。
二、寺院側の権利義務に直接の法的効果を及ぼすものではない。

三、新通達は、上級行政官庁から下級行政官庁に対するものであって、一般国民を相手方としてなされたものではない。

この主張が裁判所に於て認められたのであるから、新通達によって寺院側は何等の拘束を受けないことが明瞭となったのである。

極言すれば、典札事項で埋葬拒否をしてもよい訳である。典札執行で埋葬を拒否したことにより事件となった場合に初めて行政官庁がこの正否を解釈する訳である。

一、通達の性格内容を検討す

ると、寺に埋葬の受認義務を生ぜしめたものとは解されない。

二、行政解釈を示したものであって、他の事情が存在する場合には依然として、異宗派の埋葬を拒む正当の理由があるものと解する余地がある。

この理由書に示された二点をもって、典札の執行を理由によれば、寺側には埋葬の受認義務がなく一応の拒否はできるのである。

埋葬拒否による墓地法第二十一条の罰則適用は、拒否された側で裁判所に提訴してその判決によってきまると明瞭である。

通達を楯に罰則の適用を受けるぞと創価側は寺院にせまり、寺側は通達により罰則の適用を受けると被害を主張したのであるが、以後は裁判所に、具体的に、異宗派を理由とするか、否かの判断を提訴する必要がある。

故に、寺側は典札方法で話し合いができないときは断乎と埋葬を拒否し、不当なれば相手方より訴訟すべきであり、若し裁判所が罰則の適用をして、墓地経営者又は管理者に罰を科したときに初めて、新通達は寺院に受認義務を生ぜしめたのであり、権利の侵害をしたものといえるのである。

この被害の積み重ねが多数ででき、行政事件訴訟で寺側の主張する被害を認めさせることにもなる。

また、寺院権益、特に財産権の侵害についても、寺側は従来の無承認埋葬に大きなミスをしていた

裁判所は審議途中において、寺側と、厚生省の両者にたいして、新通達による寺院権益被害報告書の提出をもとめたことがある。

全日仏は、全国都道府県仏教会に対して、早刻その被害報告書の提出を求めたものの、報告書の提出されたもの五十四通であり、新通達以後の無承認埋葬は僅に三十件、その中で法廷で判決をもとめているもの僅に四件であった。

また、これ等は、寺院側の一方的な報告ともいえるもので、その全部が所屬保健所に被害届を提出していなかったため、厚生省は下級保健所より被害の報告をもとめた処が十件にみたない状態であった。

このような状態であったればこそ、今回の判決理由において、新通達は直接に寺側に大きな被害を与えていないと判断されたともいえるのである。

墓地が寺の基本財産権であり、寺の権益が不当に侵害されたものであるならば、なぜ、法治国の国民として裁判所に権益擁護の訴訟をしないのであるか、この点を寺側は考えるべきことである。

吾々が直接にこの問題を担当し推定調査の結果は、全国での無承認埋葬は新通達を楯に三百件余を数えていると思はれる。この三百件の全部が提訴し、保健所に被害実状報告の届がなされていたとすれば或は、今回の判決もたんに上級行政官庁から下級行政官庁に対する行政解釈であるとのことで済まされずに判決は逆になつていたかもしれない。

理由書末文に
本件通達が原告の権利または

法律上の地位に直接かつ具体的な不利益を与えたものとして行政訴訟の対象に取り上げること、少なくとも現行法上は許されていないものと解するので、記されているのも前述の用件を暗に指示しているものである。

以上により、今後の無承認埋葬に対しては

一、典札の執行で合意に達しない場合は法第十三条の正当の理由ありとして断乎拒否をする。

二、法第十三条違反、新通達違反であるならば依頼者の提訴をもとめる。

三、現行の墓地法では、無承認埋葬をなした者に対する罰則がないのであるから、寺院権利の侵害として、総て裁判所に提訴すべきである。(墓地法の改正を、行政訴訟の控訴に平行して強力に推進する)

四、現在迄、被害報告書の未提出寺院は、所轄保健所経由厚生省に提出する必要がある。

五、少なくとも、寺院の世話人、檀徒総代等には判決理由の趣旨を説明して、新通達に対する裁判所の批判を啓蒙することが大切である

憲法違反であり、立法機関を無視した越権である新通達は、たとえ行政訴訟で却下されたとしても他の裁判部門では寺側の主張が認められることを暗示されたものであるから、自己の権利を主張し、擁護する決意を実行することが、高等裁判所で主張を認められる必須条件であること

を認識されたい。

却下

(新訂 法学辞典より)
国家機関に対する行政上の、または、司法上の申立または申請を、事件の实体についての当否の判断に入らず不適法として排斥するのをいう。

棄却

公訴、または上訴を不適法として排斥する場合をいう。

行政訴訟

公法上の権利関係に関する訴訟、行政事件訴訟ともいう。

広義の民事訴訟であり、行政庁の違法な処分の取消変更を求める訴訟、取消訴訟が主たるものである。

全仏必携

○宗教法人法・法人(地方登録)税法関係法規・墓地埋葬等に関する法規集・全仏定款・加盟宗派、県仏、団体諸役員名簿・各宗役員名簿・各宗総本山、別格本山、本山役員録・仏教系高大学一覽表・世界、国内仏教徒會議録、世界仏教徒連盟(WF B) 各国支部所在地・在外各宗開教本部所在地・その他二百五十頁

仏教徒必携の書/残部僅少

○体裁/新書版、携帯に便利

○定価金三百円也送料(四〇円)

お申込みは

全日本仏教会組織局宛

振替東京五九五四七番

紛争処理への大前進

稲沢 淨光

俗言に「相撲に勝って勝負に負けた」と言う事があるが私はこの度の判決は「相撲には勝ったが軍配は当方にあがらない」……そのような感じのする判決と思われるのである。

巷間報道された標題によると、墓の村八分寺側敗訴とか或は墓地裁判側不利、等等のもとに行政事件訴訟の判決はいかにも寺側の全面的不利のような印象を受ける報道があったが、私は決してそうは思わない。否それどころか今回の判決は寺院側絶対有利と思つておる。

なる程判決本文は却下である。然し乍ら其の判決理由には、厚生省が発出したかの通達は違法且つ越権の処置であり、而も妥当性をかくものであると、はつきりと断定せられて居り、これは吾々が年来主張し続けて来た事と全く一致するところであり、従つて吾々の主張は充分認められたものと解釈をするものである。

昭和三十五年三月八日厚生省の発出した通達に対し裁判長はその判決理由に左の如く明らかに言及しておる。

「通達を出すに當つて従前の回答の経過内容及びその基礎となつた慣行、もしくは社会的事情とその変遷を充分考慮し、既存の通達を訂正するに必要最少限度にとどめ適用上誤解行過ぎのないように細心の注意を払つた文言でなすべきであるにもかかわらず、

また通達の内容如何によつては、創価学会と他の既成宗教団体との間の紛争に利用されることも当然予想できたにもかかわらず、極めて抽象的の一般的な文言をもつてなされ、その限界は必ずしも明確といひ難いところがある」と又一「埋葬拒否を正当と認めた前示通達が出た時から既に十年の歳月が経過して居り、同通達といきさつからみても埋葬拒否についての前示慣行が公序良俗に反しないものとして法的確信にまで高められていたとすれば本件通達は単に先の通達を廃止するにとどまらず実は慣習法を否定するものと解する余地があるところ、かりに慣習法の効力を否定する社会的必要が生じたとすればそれは法規の形式的効力に關することからであるから、これを通達によつて処理しよらうとするは違法ないし越権のきらいがある」と断定し更に「のみならず問題となつて居るところは墓地に對する国家の施策から始まり宗教法人の存立ひいては信教の自由と公共の福祉との調整という憲法の解釈につながる極めて重要な問題を含むことを考え合わせる」と厚生省が一片の通達により問題を処理しようとしたことは妥当でないといふの非難は免れないところといふべく云々と指摘して居る通り慣習法否定の暴挙に對してこれを非難せられて居るのである。

以上の判決理由によつて明らかなる如く茲數年來墓地紛争の原因となつて居る所謂新通達に對し司法権によつてその違法且つ越権、不当の措置であると断定された事のみよつてもたとへば却下といひ、吾々の墓地紛争処理に當つては、

大きく一步飛躍したものと確信し、少なくとも今後創価隊の強行埋葬蔵問題処理に際しては極めて有利に展開出来ることと思つと同時に墓地法改正に或は通達の撤回要求の上級審に所謂所期の目的貫徹のためには大前進したものとの見解を持つものである。

判決後の事務報告

● 全仏所要の措置を急施 ●

栗 本 俊 道

寺有墓地に關する行政事件訴訟(詳細には、昭和三十五年(行)第五九号法令解釈指定方通達変更請求事件で原告は東京四谷東福院被告は厚生大臣)は、昭和卅五年七月十八日提訴、昭和卅六年九月四日弁論終結以來、一年四月を経て別記の通り十二月廿一日東京地裁第十七号法廷に於て判決の言渡しがあつた。

当日午前十時、全仏狩野組織局長、阿部常務理事、事務総局職員ら、東仏墓地対策委員会から小松委員長、常任委員ら多数傍聴の法廷に於て、石田裁判長から原告の訴を却下すると判決理由が朗読されたが、実に異色の理由が綴られて、被告に對しては、この通達は違法か越権の非難をまぬがれないと警告し、寺院はこの通達で異教徒の埋葬義務が生じたとは思ふない」と寺院側に有利な解釈意見が発表されたのである。判決書全文をリコピーして直ちに全仏で、常務理事、對外委員、東京墓地對常任委員等參集して合同報告協議会を開き、法律顧問団よりの意見を聴取して判決後の対策を立てることにした。

翌廿二日午前十一時から築地本願寺會議室に於て常務理事会、金剛理事長挨拶の後、栗本総務局長より事務報告、判決に對する声明書を作成、速やかにあらゆる所要の措置(控訴を含む)を講ずることを決議した。廿三、四日判決書の全文、声明書を印刷して各宗派並に關係各方面に発送する。

廿五日朝、日本都市センターに於て国会議員との判決報告懇談会を開く。大谷、北島、川野、小柳中野、田中等衆參兩院議員出席して、全仏、墓地對幹部と意見の交換を行ない、今後の対策について真剣な論議をつくした。

廿六日午後一時から、京都東本願寺に於て緊急宗務総長會議を開く。金剛理事長挨拶の後、西本願寺太田宗務総長を座長として協議に入り、栗本総務局長から判決内容と判決後の措置について報告、出席三十餘宗派各総長から質疑や意見の開陳あり、全員一致して全仏の方針を承認して今後の措置に全面協力運動推進を申合せた。

従つて、全仏は時局對策協議会に於て全力を傾注することになつたので、新春早々あらゆる方途を講ずるために、常務理事会を開いて具体化する筈である。

尚同日午後四時、東京仏教団では四谷東福院に於て、各地区仏教會長、墓地對策委員の合同會議を開き、全仏の運動に對する全面協力を申合せた。

一方法律顧問団は、原告の要請によつて、廿五日午後東京高裁民事部に控訴手続を行なつた。その受理番号は(ネ)第三〇七七号であり、全仏は東仏と連絡して、新春に入つて早速に第二審に對する

顧問団との連絡協議を行ない、万全の措置を講ずることになつた。何れにしても、判決が年末であり、年末年始を控えて、事務局は緊急善処の諸問題で転手古舞い、日刊新聞の判決報道が、寺側の敗訴とか、異教徒の埋葬は拒否出来ないとか、判決理由の内容も吟味しないのでニュースしたので寺院側はそれが合点いかずで狐にだまされたような意外な面持ち、少しも早く判決理由の周知や、寺院全体への声明発表や、今後の不動方針に基づく寺側への対策徹底等で大晦日まで休日返上の大喧嘩であつた。

控訴による東京高裁民事部での第二審は、第一審の判決に不服として全国寺院總決起の体制に基づくものであり、判決理由に明示された通り、異教徒創価学会の政治的圧力による厚生省通達であつたことが明瞭となつた。訴訟は厚生大臣を被告とするものではあるが政治団体としての創価学会は、またいろいろの手段を講ずるものと予測される。日本民族の精神指導と、人づくりは心づくりが先決要件であることが世論となつて居る現在に於て、正しい仏教興隆のためにも、墓地問題の攻防を第一陣として全国八万の寺院と、国民の大半を檀信徒とする仏教界は總決起の秋を迎えたのである。

全日本の宗派、全寺院は信者群等の流言妄動に惑わされることなく、訴因の消滅と仏教興隆のため益々不退転の信力を結集して邁進すべく、全日本仏教会の運動に對して全幅の支援を与えられた。

(全仏総務局長・東仏事務局長)